全国社会福祉法人経営者協議会の例

Ⅰ－６－（２）　平成29年版　社会福祉法人モデル経理規程　細則

全国社会福祉法人経営者協議会

平成29年1月31日

目次

1. 総則
2. 「経理規程第7条に定める共通収入支出の配分に関する細則」
3. 「経理規程第39条に定める資金の積立に関する細則」
4. 「経理規程第42条に定める有価証券の評価に関する細則」
5. 「経理規程第45条に定める原価計算に関する細則」
6. 「経理規程第45条に定める棚卸資産の時価に関する細則」
7. 「経理規程第48条に定める固定資産の評価に関する細則」
8. 「経理規程第49条に定めるリース会計に関する細則」
9. 「経理規程第51条に定める固定資産の改良と修繕（資本的支出）に関する細則」
10. 「経理規程第55条に定める減価償却に関する細則」
11. 「経理規程第56条に定める退職給付引当金に関する細則」
12. 「経理規程第57条に定める賞与引当金に関する細則」
13. 「経理規程第58条に定める徴収不能引当金に関する細則」
14. 「経理規程第60条に定める税効果会計に関する細則」
15. 「経理規程に定める重要性に関する細則」

附則

「社会福祉法人モデル経理規程細則」策定における基本方針

各社会福祉法人の経理規程細則は、社会福祉法人に画一的な規程の作成を強いるものではなく、各法人が本モデル経理規程細則を参考資料の一つとして活用いただき、それぞれの事情に応じた法人独自の経理規程細則を策定し、管理組織の運営に役立つことができれば幸甚に存じます。

なお、このモデル経理規程細則（以下「本モデル細則」という。）は、次の基本方針により策定を行っております。

1. 本モデル細則は、社会福祉法人モデル経理規程　附則１の定めに基づき策定するものです。
2. 本モデル細則は網羅的に記載しています。よって法人が独自の経理規程細則を策定するにあたっては、必要な細則を選択して、それぞれの事情に応じた法人独自の経理規程細則にするものとします。
3. 本モデル細則の注書きには下記２項目を記載しております。

記

（1）基準、通知により、原則的な方法と簡便的な方法が定められている場合、原則的な方法を本モデル細則原文とし、簡便的な方法を注書きとして記載しています。

　従って、原則的方法によらず、簡便的な方法を採用する場合、法人独自の経理規程細則策定時に簡便的な方法を本文として記載するようにして下さい。

（2）解説若しくは設例を注書きとして記載しています。

以上

【凡例】

金融商品会計基準　　　金融商品に関する会計基準

（企業会計基準第10号）

金融商品会計実務指針　金融商品会計に関する実務指針

（会計制度委員会報告第14号）

棚卸資産会計基準　　　棚卸資産の評価に関する会計基準

（企業会計基準第9号）

減損会計基準　　　　　固定資産の減損に係る会計基準

（企業会計審議会）

減損会計適用指針　　　固定資産の減損に係る会計基準の適用指針

（企業会計基準適用指針第6号）

リース会計適用指針　　リース取引に関する会計基準の適用指針

（企業会計基準適用指針第16号）

社会福祉法人○○　経理規程細則

１.総則

（目的）

第１条　この細則は、社会福祉法人○○経理規程（以下「経理規程」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

2.「経理規程第7条に定める共通収入支出の配分に関する細則」

（配分基準）

第１条　経理規程第7条第１項及び第２項に定める「合理的な基準に基づいて配分する」基準は、別添1共通経費の配分基準表のとおりとする。

２　前項の配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば人数、時間、面積等による基準、又はこれらの２以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用するものとする。

３　一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

3.「経理規程第39条に定める資金の積立に関する細則」

（積立）

第１条　経理規程第39条に定める積立資産は、使用計画に定めた積立額を積み立てるものとする。

（取崩）

第２条　経理規程第39条に定める積立資産は、次に掲げる場合にそれぞれに掲げる金額を取崩すものとする。

（1）　当該積立資産の目的である支出があった場合　当該積立資産の金額範囲内の目的支出額

（2）　当該積立資産の目的である支出が行われないことが理事会で決定した場合　当該積立資産の総額

（3）　当該積立資産を積立目的以外に使用する場合　当該積立資産について理事会で取り崩すことと決めた金額

4.「経理規程第42条に定める有価証券の評価に関する細則」

（時価）

第１条　経理規程第42条第３項に定める時価とは、市場価格に基づく価格をいうものとする。

（1）次の有価証券については、それぞれに公表されている取引価格を市場価格とする。

　①　取引所に上場されている有価証券の市場価格は、原則として取引所における取引価格とする。なお、一つの有価証券が複数の取引所に上場されている場合には、当該有価証券の取引が最も活発に行われている取引所の価格とする。

②　店頭において取引されている有価証券の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば日本証券業協会）が公表する価格とする。

③　取引所及び店頭において取引がされていなくても、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を有価証券の市場価格とすることができるものとする。

（2）有価証券に付すべき時価は、上記取引価格等の終値を最優先適用し、終値がなければ気配値を適用するものとする。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値とし、それらがともに公表されている場合には、それらの仲値とする。また当日に終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。

（償却原価法）

第２条　経理規程第42条第４項に定める償却原価法は、利息法により計算するものとする。

２　前項に定める利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を、債券の帳簿価額に対し一定率（以下「実効利子率」という。）となるように複利をもって各会計期間の収入に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を取得価額に加減する。

（注1）（簡便法の選択）

償却原価法の計算方法は継続適用を条件として簡便法である定額法を採用することができる。定額法を選択した場合には上記第２条の規定は以下のとおりとする。

第２条　経理規程第42条第４項に定める償却原価法は、定額法により計算するものとする。

２　前項に定める定額法とは、債券の金利調整差額を受け渡し日から弁済期又は償還期までの期間で除して各会計期間に配分する方法をいい、当該配分額を取得価額に加減する。（金融商品会計実務指針70）

（注2）（償却原価法の解説）

経理規程第42条第４項に定める償却原価法は、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、その取得価額と債券金額との差額に相当する金額を受け渡し日から弁済期又は償還期に至るまで毎会計期間一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息配当金収入に含めて処理する。（金融商品会計基準　23（注5））

（注３）（利息法及び簡便法の計算　設例）

１．前提条件

　当法人は、ＸＩ年１月１日に既発の社債を9,100で取得した。この債券は、満期まで所有する目的で保有するものである。なお、取得価額と債券金額（額面金額をいう。）との差額は全て金利の調整部分である。

額面：10,000

満期：Ｘ３年１２月３１日

クーポン利子率：年４％

利払日：毎年６月末日及び１２月末日の年２回

２．原則法である利息法による場合

（1）実効利子率の計算

　　実効利子率は、次の算式が成立するような率（ｒ）として求められる。

＋+・・・・・＋＋

＝9,100

この算式を解くと、（ｒ）実効利子率＝7.40％が求められる。

　各利払日における利息及び償却原価（帳簿価額）の計算表は次のとおりである。



（2）会計処理

（以下の会計処理は、資金収支計算書に関するものは省略して表示している。）

①　Ｘ１年１月１日

　　　　（借方）投資有価証券　9,100　　　　　（貸方）現金　　9,100

②　Ｘ１年３月31日（決算日）

　　　　（借方）未収収益　　 100　　（貸方）受取利息配当金収益　100

　　　　（借方）投資有価証券　69　　（貸方）受取利息配当金収益　 69

ⅰ）利息配分額の計算

　　　337×＝169（１未満の端数四捨五入）

ⅱ）未収収益の計算

　　　クーポンの既経過分を未収収益として計上する。

　　　200×＝100

ⅲ）償却額（帳簿価額への加算額）の計算

　　利息配分額とクーポンの未収計上額との差額を、金利調整差額（償却額）として

　債券の帳簿価額に加算する。

　　　169－100＝69

③　Ｘ１年６月３０日（第１回利払日）

　　　　（借方）現金　　　　　200　　（貸方）未収収益　　　　　　100

　　　　（借方）投資有価証券　 68　　（貸方）受取利息配当金収益　168

　　ⅰ）受取利息配当金収益の計算

　　　　利息計算期間のうち前会計年度決算での利息配分額との差額を計上する。

　　　　337－169＝168

　　ⅱ）償却額（帳簿価額への加算額）の計算

前会計年度の決算で計上した未収収益と利息配分額との合計額から、クーポ

　　ン受取額を控除した差額を金利調整差額（償却額）として債券の帳簿価額に加算

する。

100＋168－200＝68

　　以後の会計期間及び利払日にも同様の会計処理を行う。

④　Ｘ３年１２月３１日（満期日）

　　　（最終利払）

　　　　（借方）現金　　　　　200　　（貸方）受取利息配当金収益　200

　　　　（借方）投資有価証券　164　　（貸方）受取利息配当金収益　164

　　　（満期償還）

　　　　（借方）現金　　　　10,000　（貸方）投資有価証券　　10,000

　　　満期償還時には、債券の帳簿価額は10,000となり、額面金額と一致する。した

がって、償還の会計処理は額面金額により行うことができる。

３．簡便法である定額法による場合の会計処理

（以下の会計処理は、資金収支計算書に関するものは省略して表示している。）

①　Ｘ１年１月１日

　　　　（借方）投資有価証券　9,100　　　　　（貸方）現金　　9,100

②　Ｘ１年３月31日（決算日）

　　　　（借方）未収収益　　 100　　（貸方）受取利息配当金収益　100

　　　　（借方）投資有価証券　75　　（貸方）受取利息配当金収益　 75

　　　ⅰ）未収収益の計上

　　　　　クーポンの未経過分を未収収益として計上する。

　　　　　200×＝100

　　　ⅱ）償却額（帳簿価額への加算額）の計算

　　　　　債券の取得差額のうち、当会計期間の月数按分相当額を金利調整差額（償

却額）として債券の取得価額に加算する。

（10,000-9,100）×＝75

③　Ｘ１年６月３０日（第１回利払日）

　　　　（借方）現金　　　　　200　　（貸方）未収収益　　　　　　100

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（貸方）受取利息配当金収益　100

　　　　定額法は、配分額の帳簿価額への加減算は決算時及び最終利払日に行えばよ

い。

④　Ｘ３年１２月３１日（満期日）

　　　（最終利払）

　　　　（借方）現金　　　　　200　　（貸方）受取利息配当金収益　200

　　　　（借方）投資有価証券　225　　（貸方）受取利息配当金収益　225

（満期償還）

　　　　（借方）現金　　　　10,000　（貸方）投資有価証券　　10,000

　　　ⅰ）償却額の計算

　　　　　債券の取得価額のうち当該期間の月数按分相当額を金利調整差額として債

　　　　券の帳簿価額に加算する。

（10,000-9,100）×＝225

5.「経理規程第45条に定める原価計算に関する細則」

（原価計算期間）

第１条　当法人において、原価計算期間は、月初から月末までの１か月間とする。

（注１）（原価計算期間の選択）

　原価計算期間は、期首から期末までの一年間とすることができる。この場合には、第１条の規定を以下のとおりとする。

第１条　当法人において、原価計算期間は、期首から期末までの１年間とする。

(原価計算を行う単位)

第２条　原価計算を行う単位は、事業所ごとに区分し、さらに事業所を作業種別に細区分するものとする。

（製造原価と販売費及び一般管理費の区分）

第３条　製造部門（製造管理部門を含む。）において発生した材料費、役務費用等（労務費、外注加工費及び経費）を製造原価といい、販売又は管理部門において発生した費用を販売費及び一般管理費（以下、「販管費」という。）とする。製造原価と販管費は原則として、明確に区分し、製造原価について原価計算を行うものとする。

（注２）（販売費及び一般管理費の区分の省略）

第３条において、サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が、5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、製造原価と販管費の区分は必要ないものとする。この場合、第３条の規定は削除し、製造原価と販管費合計額をもって原価計算を行うものとする。

（原価計算の方法）

第４条　当法人の製品及び仕掛品の原価は、次の方法で算定する。

１　製品に直接賦課できる材料費、役務費用等については、該当する製品及び仕掛品にその原価を直接賦課する。

２　製品に直接賦課できない材料費、役務費用等については、関連する製品・仕掛品に合理的な配賦基準に基づいて配賦する。その場合における配賦基準は、費目別又は費目グループ別に、製品・仕掛品に対する単位当たり消費量、労働時間等を用いて定める。

３　前項の場合において、材料費、役務費用等を製造に関わる部門ごとに賦課又は配賦して集計し、当該部門ごとに配賦基準を定めて配賦することができる。

４　原価計算期間末において仕掛品がある場合には、仕掛品の製造進捗割合に応じて、仕掛品の原価を計算し、当該原価計算期間における総製造費用から当該仕掛品の原価を控除した額を製品製造原価とする。

6.「経理規程第45条に定める棚卸資産の時価に関する細則」

（時価）

第１条　経理規程第45条第３項に定める「時価」とは、正味売却価額をいい、当該棚卸資産の売価から当該棚卸資産を販売するために要する追加的な製造原価の見積額及び販売直接経費の見積額を控除した額とする。

（注1）（再調達原価の選択）

　製品の原材料等のように、正味売却価額の把握が困難である又は把握にかなりの時間を要するような場合において、次の（1）及び（2）に定める要件が満たされるときには、当該棚卸資産の再調達原価（最終仕入原価を含む。以下同じ。）を時価とすることができる。

（棚卸資産会計基準　10）

（1）当該原材料に係る製品等の正味売却価額と当該再調達原価の変動が並行しており、変動に大きな乖離がみられないこと。

（2）上記（1）に定める状況において、再調達原価を時価として継続的に適用すること。

上記に記載のように、原材料等の棚卸資産の再調達原価を時価とする資産がある場合には、第２項として次の規定を設ける。

２　製品の原材料等のように、正味売却価額の把握が困難である又は把握にかなりの時間を要するような場合において、次の（1）及び（2）に定める要件が満たされるときには、当該棚卸資産の再調達原価（最終仕入原価を含む。以下同じ。）を時価とすることができる。

（1）当該原材料に係る製品等の正味売却価額と当該再調達原価の変動が並行しており、変動に大きな乖離がみられないこと。

（2）上記（1）に定める状況において、再調達原価を時価として継続的に適用すること。

7.「経理規程第48条に定める固定資産の評価に関する細則」

（付随費用）

第１条　経理規程第48条第１項（1）（2）に定める直接付随費用とは、当該固定資産を取得し、事業の用に供するために要した費用で次の（1）及び（2）に掲げるものとする。

（1）当該固定資産を取得するために直接要した費用の額

①　引取運賃

②　荷役費

③　運送保険料

④　購入手数料

⑤　関税

⑥　その他その固定資産を取得するために直接要した費用の額

（2）その固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

２　次の（1）及び（2）に掲げるものは、前項の規定にかかわらず付随費用から除外することができるものとする。

（1）不動産取得税、自動車取得税

（2）登録免許税その他登記登録に関する費用

３　次に掲げるものは、第１項に掲げる付随費用からは除外するものとする。

（1）建設変更に伴い変更前に支出した当該建物建設のための調査費、測量費、設計費等の

費用で、変更後に不要となったもの。

（2）契約解除による違約金

（3）建物建設に伴う落成式等の費用

（時価）

第２条　経理規程第48条第３項に定める時価とは、公正な評価額（観察可能な市場価格、又は観察可能な市場価格によることができない場合おいては合理的に算定された価額）をいうものとする。次に掲げる資産については、それぞれに掲げる価額を合理的に算定された価額とすることができるものとする。

（1）土地　次の①又は②の価格

①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格

②公示価格、都道府県基準地価格、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額を基準として、それに合理的な調整を加えた価格

（2）建物等　次の①又は②の価格

①「不動産鑑定評価基準」に基づく正常価格

②販売業者、物件売買仲介業者など第三者が算定した価格

（注１）（使用価値についての解説）

１　経理規程第48条(注30)第４項に定める使用価値とは、その資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定するものとする。（減損会計基準注解（注1））

２　上記１の将来キャッシュ・フローの現在価値は、経済的残存使用年数までの各会計期間に発生が見込まれる将来キャッシュ・フロー（処分によって生じるキャッシュ・フローを含む）を一定の割引率を用いて現在価値に割り引いた金額をいう。

３　上記２に定める経済的残存使用年数とは、当該資産が今後、経済的に使用可能と予測される年数と考えられる。なお、資産又は資産グループ内の主要な資産の経済的残存使用年数が、当該資産の減価償却計算に用いられている税法耐用年数等に基づく残存耐用年数との間に著しい相違がある等の不合理と認められる場合を除き、当該残存耐用年数を経済的残存使用年数とみなすことができる。（減損会計適用指針21）

４　上記２に定める割引率は貨幣の時間価値を反映した（税引前の）利率とする。（減損会計基準注解５）

例えば割引率が２％である場合に、1年後に1000万円となる現在の価値は、980万円（1000万円÷（１＋２％）≒980.39万円）と計算される。２年後に1000万円となる現在の価値は、961万円（1000万円÷（１＋２％）÷（１＋２％）≒961.16万円）と計算される。この計算で使用される２％が割引率となる。

上記1の計算では、将来キャッシュ・フローの見込まれる期間（経済的残存使用年数）に対応する国債の利回り等を割引率として用いることになる。

５．上記３に定める主要な資産とは、将来キャッシュ・フローを生む生産能力のある最も重要な構成資産をいう。（減損会計適用指針22）

（注２）（使用価値の計算　設例）

１．前提条件

（1）対象の建物と土地は、対価を伴う事業に供している。

（2）帳簿価額　：　建物　300　土地　700　合計1,000

（3）不動産鑑定評価額（時価とみなす）：建物　180　土地210　合計390

（4）帳簿価額に対する時価の割合：建物60％　土地30％

（5）時価の回復見込みを立証することはできない。

２．時価による評価

　土地については著しい時価の下落が認められる。経理規程第48条第３項により、時価による評価が必要になる。

３．使用価値による評価

　上記土地は、対価を伴う事業に供している土地であるため、使用価値により評価することもできる。

・使用価値の算定

　当該建物と土地は一体で事業に供して対価を獲得している場合には、これを一体として使用価値を算定することになる。

　割引前キャッシュ・フローは次のとおり見積もられた。



　建物の経済的残存使用年数は８年であり、この残存使用年数経過後における土地建物の正味売却価額は150と見積もられた。

　割引率は2％を採用する。

使用価値＝＋++・・・・・＋＋＝679

　当該土地建物の使用価値をそれぞれの時価の比に基づいて配分すると次のとおりとなる。



この結果、土地については原則として時価での評価が必要だが、例外として使用価値により評価することも認められる。

建物は、時価に著しい下落がみられないので、時価による評価は必要ない。

8.「経理規程第49条に定めるリース会計に関する細則」

（利息相当額の配分方法）

第１条　経理規程第49条第１項に定める利息法とは、リース料総額に占める各会計期間の支払利息相当額を、リース債務の未返済元本残高（貸借対照表のリース債務の金額をいう。）に一定の率を乗じて算出する方法をいう。当該利率はリース料総額の現在価値がリース取引開始日におけるリース資産（リース債務の計上金額と同じ。）の計上額と等しくなる利率として求めるものとする。

第２条　経理規程第49条第２項に定める定額法とは、リース料総額から当該リース債務の当初計上額を控除した残額を利息相当額とし、当該利息相当額をリース期間で除してリース期間中の各会計期間に配分する方法をいう。

（注1）（リース資産とリース債務の計上金額の解説）

１　経理規程第49条第１項の規定に基づき、売買取引に係る方法に準じて会計処理を行ったファイナンス・リース取引におけるリース資産及びリース債務として計上する価額は、次のとおりとする。（リース会計適用指針22）

（1）当該リース物件の貸手の購入価額等が明らかな場合は、リース料総額（残価保証がある場合は、残価保証額を含む。）を割引率で割り引いた現在価値と貸手の購入価額等とのいずれか低い価額。

（2）当該リース物件の貸手の購入価額等が明らかでない場合は、（1）に掲げる現在価値と当法人の見積現金購入価額とのいずれか低い価額。

２　上記１（1）の割引率は、当法人が追加借入を行う場合に適用されると合理的に見積もられる利率とする。（リース会計適用指針17）

（注２）（リース取引の利息法で使用する利子率の計算　設例）

１　前提条件

　（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

　（2）リース期間：５年

　（3）リース料　月額　1,500千円　毎月月末払い　リース料総額　90,000千円

　（4）リース料総額の現在価値より見積購入価額が低いものと仮定する。

　　　見積購入価額　75,000千円

２　利子率の算定

　リース料総額より見積購入価額は低いため、75,000千円がリース資産及びリース債務の計上額となる。利息相当額の算定に必要な利子率は、次の算式が成立するような率（ｒ）として求められる。

＋+・・・・・＋＝75,000千円

　この算式を解くと、利子率（ｒ）＝7.420％が求められる。

　リース債務の返済予定は、次のとおりとなる。



9.「経理規程第51条に定める固定資産の改良と修繕（資本的支出）に関する細則」

（資本的支出と修繕費の区分）

第１条　経理規程第51条第１項に定める固定資産の性能の向上、改良又は耐用年数を延長するために要した支出で固定資産の価額に加算するものを資本的支出とする。

第２条　固定資産に関わる支出が、前条の資本的支出と経理規程第51条第２項に定める修繕費のいずれに該当するかの判定にあたっては、継続的に利用することを条件として、別添２の「資本的支出と修繕費の区分判定表」を利用して行うことができるものとする。ただし、前条に定める原則に照らし、当該判定表によることが明らかに不合理と認められる場合には、個々の支出内容を吟味して判定するものとする。

10.「経理規程第55条に定める減価償却に関する細則」

（期中に増加又は減少した資産の償却費）

第１条　期中において資産を取得し、又は譲渡、売却若しくは除却した場合において当該資産の経理規程第55条第１項及び第３項に定める減価償却の計算は、当該資産の当期における使用月数に応じて行うものとする。

（中古資産の耐用年数）

第２条　中古資産を取得した場合における経理規程第55条第４項に定める耐用年数は、次のいずれかとする。

（1）当該資産を当該事業の用に供した以後の使用可能期間の年数

（2）次の簡便法より計算した残存耐用年数

ただし、当該中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の額が中古資産の取得価額の50％を超える場合には、簡便法により計算した年数によることはできない。

①　法定耐用年数の全部を経過したもの

　　法定耐用年数×20％＝残存耐用年数

②　法定耐用年数の一部を経過したもの

　　法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20％）＝残存耐用年数

上記①又は②の算式により計算した年数に１年未満の端数がある時はこれを１年とし、当該年数が２年未満であるときは２年とする。

（計上時期）

第３条　月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、減価償却費の計上を月次決算で行う必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の減価償却予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において減価償却費として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した減価償却費の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき減価償却費の年間計上額に洗い替えるものとする。

11.「経理規程第56条に定める退職給付引当金に関する細則」

（戻入の時期と金額）

第１条　経理規程第56条に定める退職給付引当金は、前会計年度末の退職給付引当金の設定対象者が退職した場合には、当該退職者の退職時に、当該退職者に係る前会計年度末の退職給付引当金を退職金（勘定科目は退職給付費用とする。）に充当するものとする。

（計上時期）

第２条　月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、退職給付引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の退職給付引当金繰入予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において退職給付引当金繰入額（勘定科目は退職給付費用とする。以下同じ。）として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した退職給付引当金繰入額の合計額は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき退職給付引当金の繰入額の年間計上額に洗い替えるものとする。

12.「経理規程第57条に定める賞与引当金に関する細則」

（計上額）

第１条　経理規程第57条に定める賞与引当金は、原則として、過去の実績、同業他法人の支払状況、労使間の協定内容、法人の業績、法人の人事政策などを勘案して、翌会計期間に支給する賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。以下「賞与等」という。）の合計額を見積り、その合計額のうち当会計期間に対応する金額を賞与引当金として計上するものとする。

（戻入の時期と金額）

第２条　前条に定める賞与引当金は、前会計年度末に賞与引当金の設定対象となっている賞与の支給があった場合には、当該賞与支給時に、当該賞与引当金を当該賞与支給額及び法定福利費に充当するものとする。

（計上時期）

第３条　月次原価計算又は月次損益予算管理を行うため、賞与引当金繰入額を月次決算で計上する必要がある場合には、毎会計期間開始の時に当該会計期間の負担すべき賞与金額の予定額を計算し、この予定額を当該会計期間の月数で除した金額を月次決算において賞与引当金繰入額として計上するものとする。また、当該会計期間に月割り計上した賞与引当金繰入額の残高は、会計年度末において当該会計期間に負担すべき賞与引当金繰入額の年間計上額に洗い替えるものとする。

２　当該会計期間に月割り計上した賞与引当金に係る賞与の支給が当該会計期間にあった場合には、当該支給があった時に、当該賞与引当金の金額を戻入れ、賞与引当金繰入の控除項目として計上するものとする。

13.「経理規程第58条に定める徴収不能引当金に関する細則」

（計上時期）

第１条　経理規程第58条に定める徴収不能引当金は、毎会計年度末に当該会計期間の末日における金銭債権に係る徴収不能引当金を計上するものとする。

（計上額）

第２条　前条に定める徴収不能引当金は、会計年度末の金銭債権を個別に評価する債権（以下「個別評価債権」という。）と、その他の債権（以下「一括評価債権」という。）に区分して計算するものとする。

２　前項に定める個別評価債権は、次の（1）の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、次の（2）により算定するものとする。

（1）徴収不能の可能性が極めて高い債権

徴収不能の可能性が極めて高い債権とは、破産、経営破綻（以下「破産等」という。）又は実質的に破産等に陥っている債務者に対する債権をいう。破産等の状態に陥っている債務者とは、法的、形式的な破産等の事実が発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、和議等の事由が生じている債務者をいう。実質的に破産等に陥っている債務者とは、法的、形式的に破産等の事実は発生していないが、深刻な状態にあると認められる債務者をいうものとする。

（2）徴収不能見込額の算定

個別評価債権の金額から回収が確実に見込まれる額を控除して算定するものとする。

３　第１項に定める一括評価債権は、個別評価債権以外の債権とし、その債権に対する徴収不能引当金は、一括評価債権の金額に過去の徴収不能額の発生割合を乗じて算定するものとする。

（注１）（過去の徴収不能額の発生割合の算定）

第２条第３項の過去の徴収不能額の発生割合は、次の算式により算定するものとする。

【算式】



（戻入の時期と金額）

第３条　前条第２項に定める徴収不能引当金は、個別評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。また、徴収不能引当金の対象としていた個別評価債権が回収されるなどして当該計上が不要となった場合には、当該不要となった金額は戻入れ、事業活動計算書、特別増減の部、その他特別収益、徴収不能引当金戻入益として計上するものとする。

２　前条第３項に定める徴収不能引当金は、一括評価債権が徴収不能となることが明らかになった場合には、一括評価債権に係る徴収不能引当金の帳簿残高を限度として、当該徴収不能引当金を当該徴収不能額に充当するものとする。

14.「経理規程第60条に定める税効果会計に関する細則」

（繰延税金資産及び繰延税金負債）

第１条　経理規程第60条に定める税効果会計を適用する場合に計算する繰延税金資産及び繰延税金負債は、将来減算一時差異及び将来加算一時差異に法定実効税率を乗じた金額とする。

２　法定実効税率は、次の算式により計算するものとする。

【算式】

|  |  |
| --- | --- |
| 法定実効税率＝ | 法人税率×（1＋住民税率）＋事業税率 |
| １＋事業税率 |

（注１）（みなし寄付金を反映した法定実効税率の選択）

社会福祉法人は、法人税法上の収益事業の会計から非収益事業の会計へ金銭等の支出が行われた場合、金銭等支出前の50％を限度として寄付金の損金算入が認められる。この寄付金の損金算入全額を利用するとした場合の法定実効税率は、次のとおりとする。

【算式】

法定実効税率＝

（注２）（税効果会計解説）

１　経理規程第60条に定める税効果会計とは、当法人が貸借対照表に計上した資産又は負債の額と法人税法上の課税所得計算上の資産又は負債に相違がある場合において、法人税、住民税及び事業税（以下「法人税等」という。）の額を適切に各会計期間に配分することにより、法人税等を控除する前の当期活動増減差額と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続きである。

２　繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額を減額する効果を有しており、法人税等の前払額に相当するため、資産に計上される。

３　繰延税金負債は、将来の法人税等の支払額を増額する効果を有しており、法人税等の未払額に相当するため、負債に計上される。

４　将来減算一時差異は、例えば、徴収不能引当金、退職給付引当金等の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、損金に算入されない棚卸資産等に係る評価損等がある場合に生じる。

５　将来加算一時差異は、例えば、租税特別措置法上の諸準備金等の計上がある場合に生じる。

15.「経理規程に定める重要性に関する細則」

（重要性の基準）

第１条　経理規程第42条第４項、第56条（注38）、第57条、第58条第１項、第60条における重要性の判断は、計算書類等の利用者が、計算書類財務諸表等に記載されたこれらの事項の情報に基づいて判断する場合において、誤りの無い判断ができるか否かを考慮して行う必要がある。

２　重要性の判断は、原則として個々の事例ごとに行われるが、個々の判断における恣意性を排除するために、一定の基準を設け、明示することとする。

３　前項の基準は、第1項の原則に基づいて設ける必要があるが、通常、次に掲げる事項を考慮して設定する。

* サービス活動収益に与える影響
* 当期活動増減差額に与える影響
* 資産の合計に与える影響

４　重要性の判定は、一次的には、前項の基準値に基づいて行うが、最終的な判断は、第１項に定める趣旨から、次に例示する事項等を考慮した上で行うものとする。したがって、金額が基準値に満たない場合あるいは金額を持たない項目であっても、質的に重要性が有ると判定される場合があることに留意する。

* 当該年度の財政状態又は経営成績の異常性の有無。
* 過年度の財政状態又は経営成績に与える影響
* 臨時的又は異常な事象の発生を示す事項
* 傾向値に影響を与える事項、増減差額をプラス(又はマイナス)からマイナス(又はプラス)に転換する事項
* 開示項目あるいは開示内容の重要性

５　第3項に定める基準値は、法人の内外の環境の変化、業務内容の変化等に応じて、適宜見直しを行わなければならない。異常である場合には、サービス活動収益計、当期活動増減差額及び資産の部合計について、単に当年度における影響のみを考慮するのではなく、過年度の数値を参考として正常な財政状態及び経営成績を算定し、それらも併せて考慮する。

附則

１　この細則は、平成29年4月1日から実施する。

２　平成○年〇月○日　最終改訂



別添２　　　　　　「資本的支出と修繕費の区分判定表」

その支出額は（※1）20万円未満である。

NO

YES

その支出の周期は概ね３年以内である。

YES

修繕費

NO

その支出は明らかにその資産の価値を高めるもの又は耐久性を増すものである。（※2）

YES

NO

その支出は通常の維持管理のためのものである。

YES

NO

その支出は災害等でき損したものの原状回復費用である。

YES

NO

資　本　的　支　出

その支出額は（※1）60万円未満又は前期末取得価額の10％以下である。

YES

NO

その支出は使用可能期間を延長させる部分の金額又はその資産の価値を増加させる部分の金額である。

YES

※1　法人は、固定資産の計上基準を参酌し、合理的な金額を定めることができるものとする。

※2　次に掲げる支出は、当該資産の価値を高めるもの又はその耐久性を増すもの(資本的支出)に該当する。

①　避難階段の取付けなど物理的に付加された部分の金額

②　用途変更の為の模様替え等改造改装に直接要した金額

③　固定資産の部分品を品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取り替えに要すると認められる金額